

岐阜県汚水処理施設整備構想（案）に対するパブリックコメント結果

意見募集期間：令和4年12月13日から令和5年1月12日まで

いただいたご意見：1名、6件

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>(①施設の広域化について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案の15頁の「市町村等が実施する汚水処理事業について、施設の統廃合などの広域化や維持管理の共同化などの経営効率化により、経営基盤の強化を図ります。」との記述があるが、既に行われている広域化については維持するにしても、新たに基礎自治体間を跨ぐ下水道インフラの広域化はやるべきではないと考える。 <li style="padding-left: 20px;">なぜなら、下水道事業が物理的にも論理的にも住民から遠くなり、かえってコスト高になったり、複数の基礎自治体との利害調整が必要となり、住民の意思が反映されない運営になる可能性が高いからである。 <li style="padding-left: 20px;">また、広域化の後にPFI方式やコンセッション方式を導入するという流れは絶対に避けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化による施設の統廃合は、人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化による大量更新期の到来等の課題を踏まえた国の示す方向性であり、多くの施設を抱える本県としても必要な取組です。 <li style="padding-left: 20px;">なお、個別の取組の実施に当たっては、施設が立地する地域に適時適確に情報提供を行い、計画への理解と協力を得ながら取組を進めるよう各事業者に促していきます。
<p>(②PPP/PFIの導入について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案の16頁の「大規模な整備を行う際、PPP/PFI等の可能性を含めた効率的な整備手法及び運営の検討を促します。」との記述があるが、PFI方式やPFI方式の一類型であるコンセッション方式を、岐阜県の上下水道事業には絶対導入してはいけない。 <li style="padding-left: 20px;">2018年1月18日に英国会計検査院が公表した報告書「PFI and PF2」の中で、PFI事業は従来手法よりも割高であることが指摘され、2018年10月29日、英国のフィリップ・ハモンド財務大臣は「今後、新規のPFI事業を行わない。」と宣言した。 <li style="padding-left: 20px;">英国会計検査院の報告書「PFI and PF2」の要旨は下記の通りである。 ・PFIが公的な財政に恩恵をもたらすという証拠は乏しい。 ・総じて公的に資金調達されたプロジェクトよりPFIスキームは高くつく。 ・学校建設の分析では政府が直接ファイナンスするよりも40%割高。 ・PFIでは、公共による資金調達よりも2~4%（一部では5%も）資金調達コストが高く、さらに多額の付加的な費用（資金調達のアレンジメント・フィーが元本の1%程度、マネージメント・フィーが事業総額の1~2%程度など。）がかかる。 ・公共部門にとっては、25~30年という長期スパンでは費用がかさむとしても、短期又 	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIの導入等については、効率的な施設の整備や事業運営を求める国の方向性に基づき、検討を行っていくものです。 <li style="padding-left: 20px;">なお、個別の事案については、ご意見の趣旨も踏まえつつ検討を行っていくよう各事業者に促していきます。

ご意見

は中期的（5年程度）で見ると負債を圧縮できるので魅力的である。このため公共部門の意思決定がPFIに好意的になり、PFI事業を進めるために、VFM (Value for Money) 評価が甘くなる。

- ・英国財務省はPFIのメリットとして、事業リスクを民間に移転できること、長期的なランニングコストが軽減されること、を挙げていた。しかし、実際にはこれらは概ね実現されず、PFI事業は開始時には予見していなかったコストをカバーするために高くついた。
- ・英国でのPFIのピークは金融危機直前の2007年から2008年（86億ポンド）であり、その後急速に減少。現在では1990年初頭（PFIが始まった頃）よりも案件の額が少ない。

また、2021年5月14日に日本の会計検査院が公表した報告書「国が実施するPFI事業」の中では、PFI方式と従来方式での維持管理費を比較したところ、PFI方式が従来方式よりも1.06～2.85倍高額だったことが指摘されている。

さらに、2022年秋の臨時国会、衆参の内閣委員会において、PFI法改正案の審議の中で、英国会計検査院の報告書「PFI and PF2」の内容、英国政府のPFI事業からの撤退、日本の会計検査院の報告書「国が実施するPFI事業」の内容が指摘された。

PFI方式は、資金調達コストが高く、直営にはない手数料、役員報酬、配当、税金が発生するため、従来手法よりもコストを削減することは難しく、コストを削減するとしたら人件費ということになりがちである。

また、企業秘密を理由に情報公開が行われないうことが起こりやすく、経営が不透明になりがちであり、SPCが撤退するリスクやSPCから訴訟を起こされるリスクもある。

そもそも、導入可能性調査において、変動要因も考慮すると20～30年後のVFMを予測することは、実は不可能であるという指摘もあり、PSC (Public Sector Comparator ; 従来手法) に一定の「削減率」を乗じてPFIのLCC (Life Cycle Cost) を算出し、VFM (Value For Money) を求める手法では、将来予測の正確性としては全く不十分である。

したがって、上下水道事業にはPFI方式やコンセッション方式を導入してはならない。

結局は、自治体が直営で事業を行い、情報公開を積極的に行い、住民参画によりチェックを行う方が、自治体財政にも、住民にも恩恵がある。

ご意見に対する県の考え方

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>(③DXについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 17 頁に業務のデジタル化・スマート化についての記述がある。 IoTによる自動化は、障害やサイバー攻撃（ハッキング）のリスクがあるため、上下水道事業への導入はあまりおすすめできない。 もし、導入するとしたら、障害やサイバー攻撃が起こることを前提として、起こった時に安全性を確保し、事業継続できる方法を議論する必要がある。普段は人間が施設を運転し、致死性の高い疫病が流行した際等の緊急時に施設の自動化を行うというような、自動化のサブ的な活用は有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> DXを進めるにあたっては、ご意見の趣旨も踏まえつつ個別の事案での検討を行うよう各事業者に促していきます。
<p>(④執行体制の脆弱化への対応について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 頁に職員数の減少による執行体制の脆弱化についての記述がある。 岐阜県庁はDXを推進しているが、DXにより業務が効率化され、人手が余ることが予測される。 DXで余った人手を上下水道事業に振り向け、職員数を確保し、技術継承をしていくことが重要である。 公公連携により、基礎自治体の上下水道事業の技術系職員が、県を經由して自治体間の異動や出向をできるようにすれば、災害やパンデミック等の危機の際の技術系職員の融通や、技術やノウハウの蓄積、継承を行うことができる。 例えば、基礎自治体Aでは民間委託している業務を、基礎自治体Bでは直営でやっていると、基礎自治体Aの職員を基礎自治体Bに出向させることによって、技術やノウハウの蓄積、継承をすることができる。 上記をやることによって、民間委託のパフォーマンスが悪ければ、直営に戻すということも可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のような効果を目指して、DXを推進し、汚水処理事業の効率化・省力化を促進する旨記載しております。 個別事案については、ご意見の趣旨も踏まえつつ検討を行うよう各事業者に促していきます。
<p>(⑤下水道の経営に関する提案等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 8 頁に地方債残高や一般会計への繰り入れについての記述がある。 今後、下水道の接続率を高めても赤字体質が変わらない自治体が発生する可能性があるが、そもそも、下水道料金と公営企業債だけで全てを賄うのは困難であるから、一般会計からの繰り入れを恒久的な制度にすることや、日本国政府に対し、上下水道インフラ投資のための財源を確保するよう求めていくことが必要である。 水源に関わる費用や重要な設備等は日本国政府が財源を確保し、建設後の維持管理費は受益者である住民が負担する「部分独立採算制」を提案する。 岐阜県庁は、他の都道府県や基礎自治体と共に日本国政府に対し、上下水道インフラを整備するための建設国債（無利子非課税国債）を発行し、上下水道インフラ整備用の交付金を自治体に配るよう、要求すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は様々な制度により、自治体への財政支援を行っているところですが、県としても必要に応じ支援の充実について要望を行っているところです。

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>(⑥汚泥の利活用について)</p> <p>・19 頁に下水汚泥のエネルギー利用などによる創エネルギーの取組、汚泥の利活用、資源化の記述がある。</p> <p>下水道事業で「りん回収事業」を行い、リン酸カルシウムの肥料を製造することや、消化ガスからメタンガスを製造し、自動車や発電用の燃料として活用すべきである。</p> <p>岐阜市は既に「りん回収事業」によりリン酸カルシウムの肥料を製造しており、かつては戦時中から 1952 年頃まで、消化で発生したガスを市内のバスやトラックの燃料として利用していた。</p> <p>神戸市は、「りん回収事業」を行い、リン酸カルシウムの肥料の製造をしており、消化ガスからのメタンガス製造も行っているため、岐阜県内の自治体は、手本とするべきである。</p> <p>戦争や輸出規制により、肥料や燃料の価格が高騰しているため、上記は急務である。</p>	<p>・ご意見の趣旨も踏まえつつ、各事業者に対し、肥料化等を含む汚泥の利活用を促していきます。</p>